

## 消費税増税に伴う教習料金等について

平素より当校をご利用いただき誠にありがとうございます。




この度、現行消費税8%から2019年10月1日以降10%に増税されることとなりました。

これに伴う弊社における消費税の取り扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げますので、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

- 2019年10月1日以降に弊社が提供する教習料金等に係る消費税率は10%となります。
- 2019年9月30日までにご入校されたお客様で、2019年10月1日以降に教習がまたがる場合、2019年10月1日以降に係る部分については、新税率の10%の差額分をお支払い頂くこととなります。
- 現在すでに教習中のお客様につきましても、2019年10月1日以降に教習がまたがる場合は、消費税の差額(2%分)をお支払い頂くこととなります。

### 入校時期による消費税転嫁の例

2019年10月1日

		料金種別	改正前	改正後
Aさん 	入校日 9/1	入学金・学科料 写真代・オプション料 他	消費税8%	加算なし
	教習 開始日 9/10	技能料・検定料 証明書代 他	入校時に 消費税8%にて お預かり	未消化分のみ 2%加算
Bさん 	入校日 9/20	入学金・学科料 写真代・オプション料 他	消費税8%	加算なし
	教習 開始日 10/1	技能料・検定料 証明書代 他	入校時に 消費税8%にて お預かり	全てに2%加算
Cさん 	入校日 10/1	入学金・学科料 写真代・オプション料 他	/	消費税10%料金
教習 開始日 10/10	技能料・検定料 証明書代 他			

※ご不明な点などございましたら職員までお問い合わせ下さい。